(経済産業省)

制度	名	非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し
税	目	相続税(租税特別措置法第 70 条の7の2から第 70 条の7の4まで、 租税特別措置法施行令第 40 条の8の2及び第 40 条の8の3、租税特別措置法施行規則第 23 条の 10 から第 23 条の 12 まで)、贈与税(租税特別措置法第 70 条の7、租税特別措置法施行令第 40 条の8、租税特別措置法施行規則第 23 条の9)
=	法の一般 体改革を られた	保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税 部を改正する等の法律(平成 24 年法律第 68 号。以下「社会保障・税一 法」という。)や平成 24 年度税制改正大綱において検討事項と位置付け こと等を踏まえ、非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制 用を促進するため、以下の見直しを行う。
要		者を先代経営者の親族に限定する要件について、親族外の者であっても 用を可能とするよう改める。
望	• 先代:	Reduction のようはめる。 経営者が役員を退任しなければならない要件について、代表者を退任す 度利用を可能とするよう改める。
Ø	・相続。 件につ た、5:	、贈与時の従業員数の8割以上を5年間毎年確保しなければならない要いて、5年間平均で8割以上確保しなければならない要件に改める。ま年間で一度でも8割を下回った場合には、その時点で納税猶予が打ち切猶予税額を全額一括納付しなければならないことについて、5年間平均
内	で8割	酒が祝観を主観が品間内となければならないことにういて、3年間平均を下回った場合に、その下回った割合に応じた税額を納付しなければなこととする。
容	・後継 納税を1 ・会社	ここう。。 者死亡等の時点まで納税が免除されないことについて、5年経過時点で 免除することとする。 の事業資金の担保に提供している土地・建物も、相続税・贈与税の納税 対象とする。
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) ー百万円 (▲8, 200 百万円)

(1) 政策目的

多様な就業の機会を提供すること等により我が国の経済の基盤を形成している中 小企業の事業承継を円滑化することにより、中小企業の事業活動の継続を実現し、 雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることを目的とする。

(2) 施策の必要性

全国の経営者の平均年齢は年々上昇しており、例えば資本金1億円未満の中小企業の経営者の平均年齢は、平成 23 年には 59 歳7ヶ月(出典:帝国データバンク「全国社長分析(平成 24 年)」)にまで達している。今後ますます高齢化の進展による事業承継問題の顕在化が予想されることから、事業承継の円滑化は喫緊の政策課題となっている。

しかし、本特例措置の創設以来、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成 20 年法律第 33 号。以下「経営承継法」という。)に基づく認定件数は、相続税及び贈与税をあわせて約 500 件程度である。

社会保障・税一体改革法では、事業承継税制について、経営承継法に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行うこととされている(参考1)。

このため、本特例措置について所要の見直しを行う必要がある。

(参考1) 社会保障·税一体改革法(抜粋)

第7条第4号イ

事業承継税制(租税特別措置法第70条の7から第70条の7の4までの規定に基づく相続税及び贈与税の特例をいう。)について、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行い、相続税の課税ベース(課税標準とされるべきものの範囲をいう。附則第21条において同じ。)、税率構造等の見直しの結果に基づき講ぜられる措置の施行に併せて見直しを行う。 附則第21条

一資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点からの相続税の課税ベース、税率構造等の見直し及び高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点からの贈与税の見直しについて検討を加え、その結果に基づき、平成24年度中に必要な法制上の措置を講ずる。

(参考2) 平成24年度税制改正大綱(抜粋)

7. 検討事項

(4) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度については、その適用の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく認定等の運用状況や政策目的等を踏まえ、同制度の活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について引き続き検討を行います。

(参考3)中小企業憲章(平成22年6月18日閣議決定)(抜粋)

- 2. 基本原則
- ・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する。
- 3. 行動指針

八. 中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の 声を生かす

(略) 中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、 産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策 を進める。

		政策体系 における 政策目的の 位置付け	4. 取引・経営の)安心				
		政 策 の 達成目標	本特例措置の活用を促進するための方策を講じることにより、相続税・贈与税負担によって事業活動の継続に支障が生じるとされる者が、将来相続が開始した時点又は贈与の時点で本特例措置を利用し、事業承継の円滑化が図られることを目標とする。					
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置					
今		同上の期間 中の達成 目 標	 政策の達成目標と 	同じ				
回		LI 175	本特例措置は、	本特例措置は、適用者に対して、相続税・贈与税の申告期限				
Ø			から5年間、雇用の8割以上を確保する等の要件を課していることから、政策目的である中小企業の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持に寄与するも					
要			のである。 制度創設から約3年半で、経営承継法に基づく経済産業大臣 の認定件数は合計 500 件程度となっており、当該認定企業の事					
望			業活動の継続が実現していると考えられる。 また、これまでの認定企業における雇用者数は合計約2万 8,500人であり、これらの者の雇用維持にもつながったと考えら					
1=	合理		れる。					
関			《表1》認定企業における雇用者数(全認定企業における相 続・贈与時点の人数)					
	性			相続税認定企業				
連			 総数	(360件) 16,930人	(168 件) 11, 605,	(528 件) 人 28,535 人		
す			1 社平均	46.0人	69. 1 .			
9			中間値	21.0人	26.5.			
る		政策目標の 達 成 状 況	(分析対象期間:平成20年10月~平成24年6月)					
事			さらに、相続税又は贈与税の申告期限から1年後の時点における認定企業の雇用状況をみると、相続・贈与時と比べて平均で増加(+519人)しており、雇用者数が継続的に確保されている。					
項			る。 《表 2 》認定企業の雇用者数の推移(全認定企業のうち、相続 税・贈与税の申告期限から 1 年後(報告基準日)を迎えた認 定企業の雇用者数の推移) (出典:中小企業庁調べ)					
				相続税認定	贈与税認定	合計		
			 ①相続・贈与時	(216 件) 10,669 人	<u>(77 件)</u> 5, 624 人	(293 件) 16, 293 人		
			②報告基準日	10, 863 人	5, 949 人	16, 812 人		
			増減	+194 人	+325 人	+519 人		
				f対象期間:平成				

<u> </u>	T						1	
		《表3》経営承継法に基づく認定件数の実績と見込み						
		(出典:中小企業庁調べ)					1	
	要望の措置の調用見込み		H21fy (実績)	H22fy (実績)	H23fy (実績)	H24fy (見込)		
		相続認定	153	133	62	98		
		贈与認定	29	67	72	70		
	ر المحادث	•平成 21 年度	 は平成 20 年	10 月~平	成 22 年3月	目まで。	1	
		・平成24年度は過去2年の実績値を用いて推計した見込数。						
有 効 性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	- よる試算)。 ・						
	当該要望項	· 小規模宅地 税特別措置法	等について	の相続税の	り課税価格	の計算の特	例(租	
	目以外の税	・相続財産に	係る株式を	その発行し	た上場会	社等以外の	株式会	
	制上の支援	社に譲渡した [;] 条の7)	場合のみな	し配当課税	の特例(私	且税特別措記	置法第9	
	措置			SO 11 - 1 -				
		中小企業の 下の措置を講		滑化のため	かの総合的	支援策とし	.て、以	
	予算上の 措置等の	<予算措置> ・中小企業事業		之援事業(施策説明会	会等)(平成:	24 年度	
		予算額 2.4 億円 ・中小企業支援 度予算額 30 億	ミネットワーク	7強化事業(巡回対応村	目談等)(平月	成 24 年	
相	要求内容	 <法律> ・経営承継法						
当	及び金額	遺留分に関する	る民法特例					
性		<金融支援> ・金融支援①(・・金融支援②(・企業再建・事	日本政策金融	融公庫)	汝策金融公	庫)		
		(1)予算措 予算措置は	、事業承組					
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	り、法律・税 る。具体的に 営者等に対す	は、施策説	明会による	る普及啓発	活動や中小	∿企業経	
		納税を猶予す。	る本特例措施	置どは役割	が異なる。	. — 170 170 AE	- 5 170 07	
		(2)法律 経営承継法 外の者による し経営の安定	遺留分減殺	請求によっ	って、中小	企業の株式	が分散	

			・贈与税の約	枘税を猶予す	「る本特例措	置とは役割	が異
		なる。					
		に係る資金 である高の。 にある活用で にも贈与税の	は、事業承に 貸付のとに 少に、税制 いることが きることが の納税を猶予	うず、経営者 しむ会社の貸 昔置とは異な 大きな特徴 する本特例	る交代による 登金繰り対策 より、個人事である。して 措置とは役割	式等の購入 取引先の減 をにも資する 業業主の事業 たがって、 割が異なる。	少も承組続
	要望の措置の 妥 当 性	継続別特(望を)現りすてくっ)やな続税者税に別実む挙まし、るい、たさ、ど税をが・軽措際こげた、こ等る申場ら主をの猶相贈減置にとて、雇のの。告合にに踏納予続与措に、とい本用目要こ時に、個ま税し	等税置よ事しる持の的件のに納課人えをて又のをる業て(例確にをたは税税事て猶いは納講こ承、出措保資課め納さの業、予る贈税じと継40典置やすす、税せ公主非す。与資よがを%:の地るこ申猶る平向上る「当・3下」	こ金うど円以び目域说と告予的生き場のよ確と当滑上成的経制に時と猶てで株でり保すでにが2は経とよよし猶観あ式は非がるあす「年、済すりで、予点る等な上困も。る事中中のる相税事式で表課、	易能の こだい、力に抗負ぎをの規税80株でで め承企企組め税担継採、模価%式ああ に継業業維、・担続採事宅格に等るる 政の白の持雇贈をのっ業地のにをこ。 府際書事に用与免要し用の「対取とし、その)業つの移除件に資料10点	き活動では、 活動が割納る満をとにる のる以税方た、持の対相 とにる がはないでは、 をとにる をとにる がはないでは、 がないでは、 がないでは、 がいがでは、 がいがでがががががががががががががががががががががががががががががががががが	の、租 関減 をで確予はく いンるの相特税 に」 実あ保しなな 者ス相納
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		本特例措置は、適用者に対して、相続税・贈与税の申告期限から5年間、雇用の8割以上を確保する等の要件を課していることから、政策目的である中小企業の事業活動の継続の実現とそれに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持に寄与している。制度創設から約3年半で、経営承継法に基づく経済産業大臣の認定件数は合計 500 件程度となっており、当該認定企業の事業活動の継続が実現していると考えられる。また、これまでの認定企業における雇用者数は合計約2万8,500人であり、これらの者の雇用維持にもつながったと考えられる。 《表4》経営承継法に基づく認定件数の実績					
別			11016	11005		企業庁調べ)
置置			H21fy (実績)	H22fy (実績)	H23fy (実績)	H24fy (実績)	
の適	租税特別 措置の	相続認定	153	133	62	12	
用用		贈与認定	29	67	72	0	
美 結	適用実績 	事前確認	573	1,326	859	132	
عُ		- 平成 21 年度は平成 20 年 10 月~平成 22 年 3 月まで。					
効 里		●平成 24 年度は平成 24 年 4 月~6 月まで。					
		・事前確認は、原則として相続認定・贈与認定を取得するための前提 条件であり、将来発生しうる潜在的な納税猶予の件数と考えられ					
関 連 オ		条件であり、特末発生してる潜住的な納税相下の件数と考えられるもの。					
<u>る</u>		(参考)相続税・贈与税の納税猶予適用額(出所:国税庁)					
事 項		<相続税> ・平成 20 年 適用件数 45 件 猶予税額 56 億円 で成 20 年 10 月~12 月の相続に限る。)					
		・平成 21 年 ・平成 22 年	適用件	数 146 件 🤌		億円	,

<贈与税> ・平成 22 年 適用件数 63 件 猶予税額 56 億円 (※平成 21 年までは非公表のため不明。)
本特例措置は、適用者に対して、相続税・贈与税の申告期限から5年間、雇用の8割以上を確保する等の要件を課していることから、政策目的である中小企業の事業活動の継続の実現とそれに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持に寄与している。制度創設から約3年半で、経営承継法に基づく経済産業大臣の認定件数は合計 500 件程度となっており、当該認定企業の事業活動の継続が実現していると考えられる。また、これまでの認定企業における雇用者数は合計約2万 8,500 人であり、これらの者の雇用維持にもつながったと考えられる。さらに、相続税又は贈与税の申告期限から1年後の時点における認定企業の雇用状況をみると、相続・贈与時と比べて平均で増加(+519人)しており、雇用者数が継続的に確保されている。
相続税・贈与税負担によって事業活動の継続に支障を来している中小企業について、円滑な事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図る。具体的には、本特例措置も含めた事業承継施策全体を通じ、後継者不在が理由で廃業する社7万社、それに伴う雇用喪失 20~35 万人(出典:平成 18 年中小企業白書)を未然に防ぐ。
平成 20 年度改正 平成 21 年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定(税制改正大綱) 平成 21 年度改正 平成 20 年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設 特別外国子会社に係る認定要件の明確化納税猶予税額の計算方法の見直し等 取份 23 年度改正 風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の